

○津山圏域資源循環施設組合行政財産使用料徴収条例

平成23年7月20日

津山圏域資源循環施設組合条例第3号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定による津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）の行政財産の使用料（以下「使用料」という。）については、別に定めのある場合を除き、この条例の定めるところによる。

(準用)

第2条 組合の使用料の徴収に関する事項については、津山市行政財産使用料徴収条例（昭和62年津山市条例第2号）を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。